内閣衆質一八七第四二号

平成二十六年十一月四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対する

答弁書

一について

山田元外務省大臣官房付事務官(以下「山田元事務官」という。)は、 現住建造物等放火罪及び業務上

横領罪により起訴され、今後、 裁判が行われる予定であると承知している。外務省として、 当該裁判の動

向について注視していく考えである。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 山田元事務官が在コンゴ民主共和国日本国大使館に勤務す

る間に公金を横領し、 同大使館事務所に放火したとして起訴されたことは極めて遺憾であり、 外務省とし

て、 山田元事務官が公金を横領した当時の同大使館の館長であった冨永純正コンゴ民主共和国駐箚特命全

権大使(以下「冨永大使」という。)に対し、その監督責任を問い、同省の内規に基づき厳重訓戒処分を

行っており、冨永大使に対する処分は、関連法令に基づき厳正に行ったものと考えている。

四について

_-